

# KDRL ノード局および実験局開設規定

令和2年10月30日 草案

令和4年5月7日 改正

令和4年5月22日(3版) 施行

## 第1条（目的）

本規定は、ノード局および実験局を開設するにあたり、必要な規則を定め、円滑な無線交信を行うことを目的とする。

## 第2条（定義）

本規定において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) KDRL 関西デジタル無線研究会をいう。
- (2) 会員 KDRL の会員をいう。
- (3) ノード局 Wires-X オープンノード局、ポータブルデジタルノード局、および D-STAR アクセスポイント局、デジタルデータ運用局をいう。
- (4) 実験局 技適番号を有しない送信機において認定機関から保証認定を取得し開設する無線局をいう。
- (5) PDN Wires-X ポータブルデジタルノード局をいう。
- (6) DD モード D-STAR デジタルデータモードをいう。
- (7) 必要機材 ノード局および実験局の無線機、給電線、電源装置一式、空中線をいう。

### 第3条（機材の所有権）

会則第6条の通り、本会は原則会費を徴収しないことから、ノード局および実験局の必要機材は、ノード局および実験局の開設を希望する会員が準備するものとし、その所有権は当該会員に帰属するものとする。

### 第3条の2（ノード局開設にかかる特則）

- (1) 会員は、常置場所付近にノード局が無い場合、理事会で必要性を説明し、その承認が得られた場合、必要機材の購入費を会費から充当することができる。
- (2) (1)に基づき、必要機材を購入した場合、その所有権は会員全員に帰属するものとする。この場合において、購入した必要機材は、期限を定めずにノード局開設を希望する会員に無償で引渡し、当該会員の下で広く利用に供するものとする。
- (3) (1)に基づき設置したノード局を閉鎖するまたはノード局を設置した会員がKDRLを退会する場合は、必要機材を会長に返納しなければならない。

### 第4条（開設手順）

会員は、ノード局開設にあたっては、本規定の定めるところにより、理事に必要事項の届出を行い、第7条1項の規定に基づく承認を得てから行わなければならない。

- (1) 開設を希望する会員は、ノード局の種類、周波数、常置場所の住所を所定の様式により届け出なければならない。
- (2) 開設を希望する会員は、開設しようとするノード局の必要性について理事からの質問に答えなければならない場合がある。

## 第5条(会則の例外)

- (1) ノード局を常設して運用する場合、会則第12条2項のうち、第4級アマチュア無線技士が操作できる機種に限るとする部分については適用しない。ただし、法令の定めるところにより、ノード局の開設を希望する会員の資格において操作できる範囲に限る。
- (2) 実験局を運用する場合、会則第12項2項については適用しない。ただし、開設を希望する会員の責任において認定機関から保証認定を取得し、電波法から逸脱しないよう充分に留意しなければならない。

## 第6条(開設者の義務)

必要機材の所有権にかかわらず、会員は次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 無線局免許状が届くまで、無線機の電源を入れてはならない。
- (2) 法令の定めるところにより、無線局免許状は免許状記載の常置場所に保管するが、無線局免許状が届き次第、直ちに複製を行い、複製した無線局免許状を会長に提出しなければならない。
- (3) インターネット通信料金、電波使用料、免許申請手数料、電気代等の諸経費は、ノード局を開設した会員の負担とする。
- (4) ノード局の周波数を一般公開することは、開設者の良識に任せることとするが、適正利用されているか監視しなければならない。

## 第6条の2(Wires-X オープンノード局開設者の義務)

Wires-X オープンノード局を開設する会員は、第6条の規定に加え、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) Wires-X オープンノード局の場合、バンドプランの VoIP の使用を推奨するが、全形式を使用することもできる。

(2) Wires-X オープンノード局の User ID 設定は JCC/JCG-KDRL にすること。（阪南市の場合 2536-KDRL、泉南郡岬町の場合 25002-KDRL）また、神戸市などの JCC が 6 衔の場合上 4 衔を用いること。（字数が 10 文字までのため。）

## 第6条の3(D-STAR ノード局開設者の義務)

D-STAR ノード局を開設する会員は、第5条の規定に加え、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) D-STAR アクセスポイント局の場合、近畿総合通信局の見解によりバンドプランの VoIP 帯域が使えないこと（令和2年10月13日確認済）から全帯域を使用すること。

(2) D-STAR DD モード運用局の場合、バンドプランのデータの使用を推奨するが、全形式を使用することもできる。

(3) D-STAR ノード局は、理事から指定されたコールサイン+1 文字アルファベットを入力すること。（A の場合、JL3ZMD A と設定すること）

## 第7条（理事の義務）

理事は、円滑なノード局および実験局の管理、運用を行っていくために、各項に定める規定を遵守しなければならない。

- (1) 理事は、ノード局および実験局開設申請届を受け付け次第、遅滞なく理事会を開き、承認または不承認を確定させること。
- (2) (1)の規定に基づき、ノード局および実験局の開設が承認された場合、会長は局免許申請を速やかに行うこと。
- (3) 削除
- (4) 理事は、第4条1項に定めるところによる、届出内容を一覧化した電磁的記録を作成し、管理しなければならない。

## 第8条(PDNの特則)

- (1) 固定・車載の常設無線機について Wires-X 用 ID を既に取得しており、携帯機について Wires-X 用 ID を取得できない会員から請求を受けた場合、理事は当該会員のために、社団局としての PDN 用 ID を取得することができる。
- (2) (1)の規定に基づき社団局用 ID を用いて交信を行う場合、社団局の呼出符号によって交信しなければならない。
- (3) Wires-X PDN 局の User ID 設定は、「個人局サフィックス-KDRL」とすること。
- (4) 資格会員は、(3)の規定にかかわらず、Wires-X PDN 局の User ID 設定を「KDRL-PDN\*」とし、\*は理事が指定する数値とする。

## 第9条(DDモードの特則)

- (1) DDモードを用いてインターネット環境を構築する等の運用を希望する会員が、個人局の呼出符号を用いると自局間通信となり行えないため、これを回避する目的で、常設局側に移動しない社団局の無線局免許を申請することを条件に、社団局の呼出符号を用いて運用することができる。ただし、その場合であっても、常設局にアクセスする側の局は当該会員の個人局の呼出符号または、常設局にアクセスを希望する会員内外を問わず、KDRLに与えられた呼出符号以外を用いること。
- (2) DDモードを運用する場合は、周波数占有が認められていないことに鑑み、第4条1項のうち周波数を理事に届け出なければならないとする部分については適用しない。